

公有水面埋立願書【概要版】



埋立願書の構成 埋立願書には次のとおり、図書1～図書16のほか、平面図などの図面を添付して提出する必要があります。

項 目		備 考
願書		埋立・施行区域の位置、埋立地の用途、設計概要、工事期間
図書1	埋立必要理由書	動機、時期、埋立ての効果など6項目
図書2	設計概要説明書	埋立地の地盤の高さ、土質調査など10項目
図書3	公共施設の配置及び規模について説明した図書	雨水排水施設
図書4	資金計画書 (縦覧対象外)	工事内容別工事費
図書5	埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類 (縦覧対象外)	予算議決書
図書6	環境保全に関し講じる措置を記載した図書	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法など6項目
図書7	埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書	埋立土砂等の種類、採取場所など4項目
図書8	法第4条第3項の権利を有する者に関する調書	漁業権の状況 (消滅済)
図書9	公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書	浮棧橋の占用
図書10	他の法令による許認可等の見込みに関する図書 (縦覧対象外)	港湾施設・海岸保全施設など財産処分該当施設
図書11	他の法令に基づく法的規制区域を表示した図面 (縦覧対象外)	海岸保全区域、港湾区域などの図面
図書12	公共帰属に関する図書 (縦覧対象外)	国道、県道用地など
図書13	直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真 (縦覧対象外)	正式出願時撮影
図書14	潮位表 (縦覧対象外)	過去10年間の春秋分の満潮位
図書16	安定計算結果 (縦覧対象外)	既存堤防の安定性

添付図面 (平面図他9種) ・参考図・参考資 ※工作物構造図・既設工作物構造図・公図・四等三角点に関する点の記及び公図の写し

※図書4・5・10・11・12・13・14・16・一部図面は縦覧対象外です。 ※図書15・17は該当がないため記載していません。

1. 願書の記載項目

No.	項目	記載事項
1	埋立区域	埋め立てる場所の位置や範囲、面積などを記載しています。
2	埋立てに関する工事の施行区域	埋立造成工事の位置や範囲、面積などを記載しています。
3	埋立地の用途	埋立地をどのような用途で利用するか、用途や場所、広さなどを記載しています。
4	設計の概要	埋立地の地盤の高さ（最高地盤高、最低地盤高）、護岸や堤防、岸壁などの工作物の種類・構造、埋立工事の施行方法について記載しています。
5	埋立てに関する工事の施行に要する期間	埋立工事に必要な期間を記載しています。

2. 主な記載内容

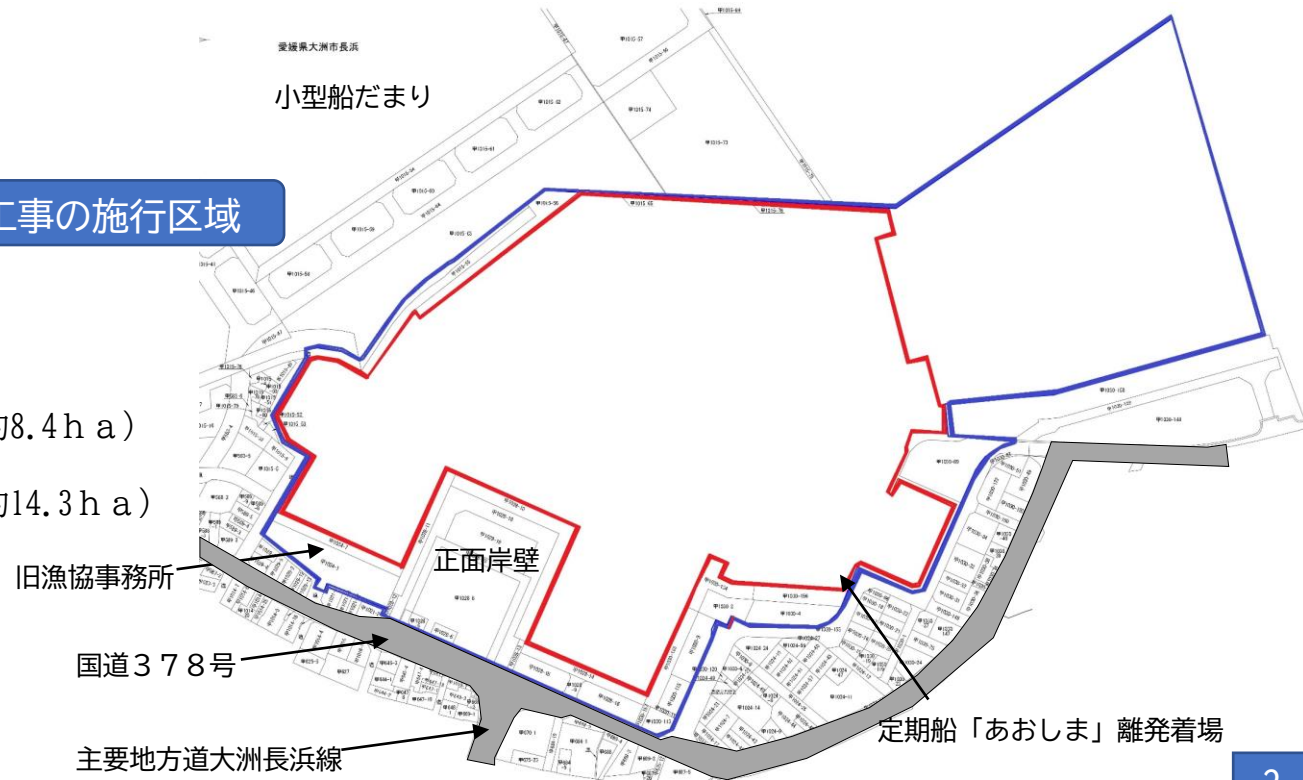
No.1・2 埋立区域・埋立てに関する工事の施行区域

赤線 = 埋立区域

青線 = 工事の施行区域

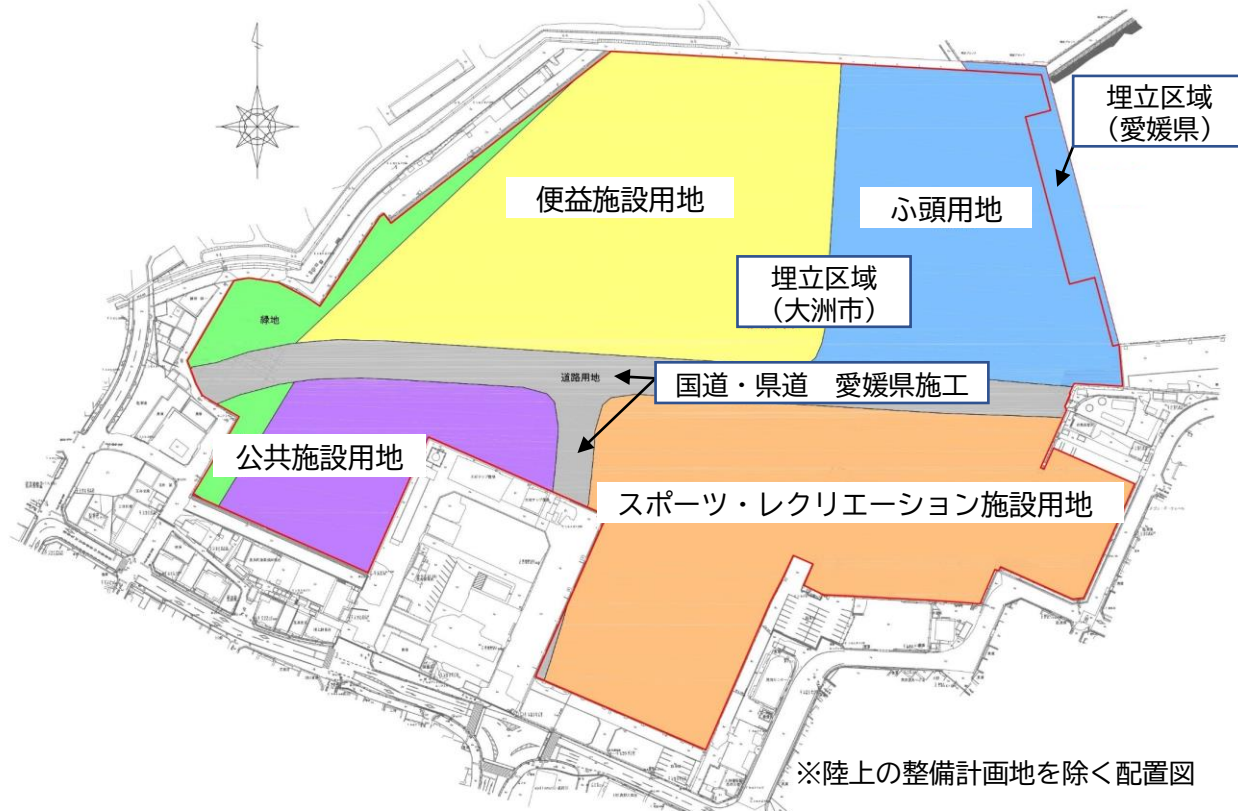
公有水面埋立面積（赤線内） 84,417.80㎡（約8.4ha）

工事施行区域面積（青線内） 143,805.83㎡（約14.3ha）



No.3 埋立地の用途

用途	規模
ふ頭用地	約1.56 h a
公共施設用地	約0.78 h a
便益施設用地	約2.45 h a
スポーツ・レクリエーション施設用地	約2.50 h a
緑地	約0.35 h a
道路用地	約0.81 h a
合計	約8.40 h a



No.4 設計の概要

○埋立地の地盤の高さ

最高地盤高 D. L. + 5.20 m (ふ頭用地、公共施設用地、便益施設用地、スポーツ・レクリエーション施設用地、緑地、道路用地)

最低地盤高 D. L. + 4.26 m (ふ頭用地)

※D. L. = 基本水準面：港ごとの最も潮が引いた状態の海面を0とした基準面

○埋立てに関する工事の施行方法

- ①水質環境の保全：土砂を投入したときに出る「濁り」が埋立地外に広がらないよう汚濁防止膜を張ります。
- ②土砂の投入：高速道路の四車線化工事や肱川の河道掘削で発生する土砂をトラックで運搬し、海に投入します。
- ③整地：トラックで運んできた土を積み上げ、ブルドーザーなどの重機を使って押し広げていき、計画された地盤高に整地します。

No.5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- 工事着手の日から5年8月以内（令和13年度竣工予定）

1. 図書1の記載項目

No.	項目	記載事項
1	埋立ての動機	大洲市及び長浜港の概要、大洲市及び長浜港の課題、課題の解決策と埋立ての必要性、埋立ての背景となる大洲市の様々な計画について記載しています。
2	埋立ての時期	長浜港内港埋立事業基本計画に基づき、令和14年度から施設整備に着手することを目標としているため、現時点で願書を出願する理由等について記載しています。
3	埋立ての場所	今回の埋立区域を選定した理由について記載しています。
4	埋立ての施行主体	大洲市と愛媛県（岸壁部分）が共同して施行する旨を記載しています。
5	埋立ての規模	各エリア、施設ごとの面積及びその面積が必要な理由を記載しています。
6	埋立ての効果	埋立てにより期待される効果について記載しています。

2. 主な記載内容

No.1埋立ての動機

◆大洲市・長浜地域の現状

- ・大洲市は人口減少と高齢化が進行（40,575人 高齢化率37% 令和2年）
- ・特に長浜地域では人口減少が著しく、まちの元気が弱まっている
- ・交流人口（観光客など）も減少し、にぎわいの場が不足

◆長浜港の果たしてきた役割

- ・長浜港は、昔から木材や建設資材を扱う重要な港
- ・今も地域産業や漁業、離島（青島）との生活航路を支えている
- ・物流・生活・観光の拠点として欠かせない存在

◆現在抱えている主な課題

- | | | |
|---|---|---|
| <p>①公共施設が古く、使いづらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所支所、図書館、コミュニティセンターなどが老朽化 ・施設が分散し、利便性に課題がある <p>②憩い・交流の場が足りない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子どもが安心して集える場所が不足 | <p>③観光・商業機能が弱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所や飲食・お土産売場（施設）が少ない ・長浜に来て長く滞在されにくい状況 <p>④若者・子どもが使えるスポーツ施設が不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が集まりにくく、地域の活力が低下 | <p>⑤道路と港の安全性に問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道378号の2箇所の危険箇所 ・港の岩壁の老朽化 |
|---|---|---|

◆なぜ「埋立て」なのか

- ・長浜地域は平らな土地が少なく、新しい施設をつくる場所がない
- ・市街地での移転や再配置は現実的に困難
- ・一方、長浜港内では漁船の移転(小型船だまり)が進み、新たに活用できる可能性が生まれている

⇒海を埋め立てて土地を作ることで、必要な施設を一体的・計画的に整備可能

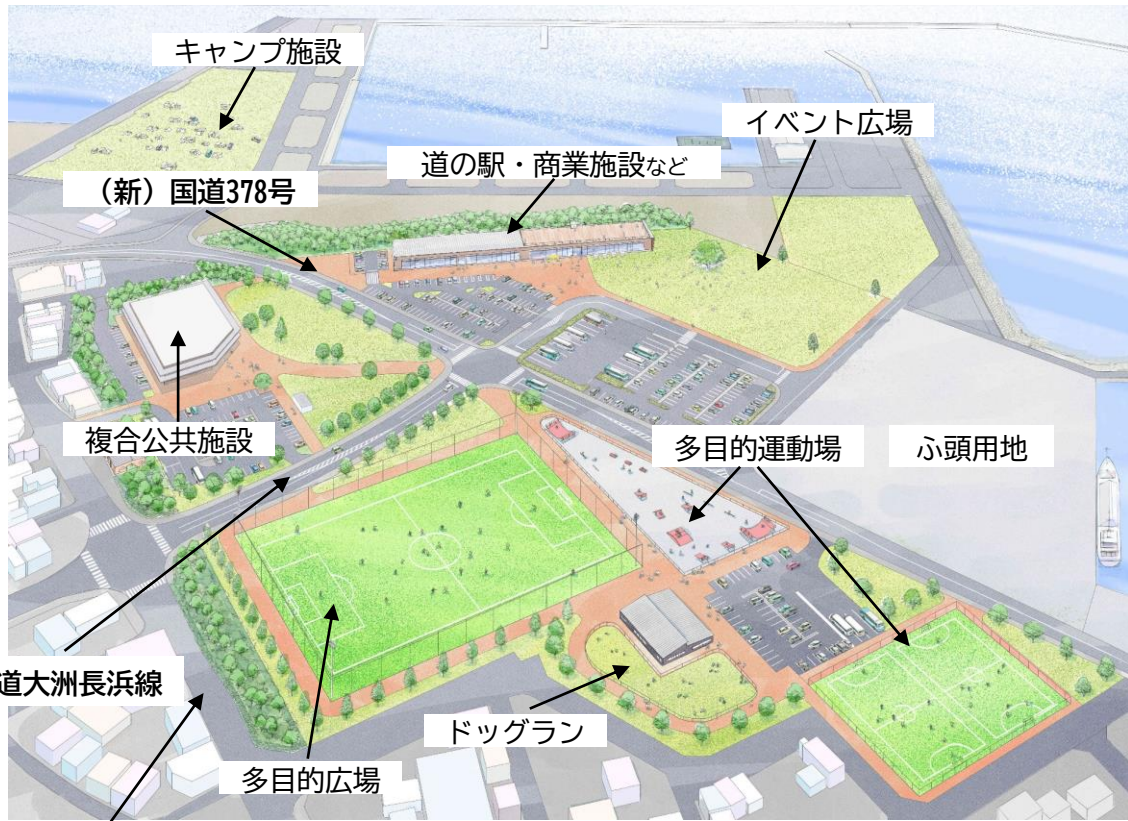


◆埋立てによって実現できること

- ・1か所にまとまった使いやすい公共施設(市役所支所・コミュニティセンターなど)
- ・海に開かれた公園・イベント広場
- ・道の駅などのにぎわい施設
- ・子どもから高齢者まで使えるスポーツ・レクリエーション施設
- ・安全で走りやすい国道378号バイパス
- ・旅客施設や港湾施設の集約による利便性の向上

No. 5埋立ての規模

用途	全体面積	埋立区域	埋立区域外
心頭用地	15,602.82㎡	15,561.29㎡	41.53㎡
公共施設用地	15,223.10㎡	7,821.75㎡	7,401.35㎡
便益施設用地	24,597.16㎡	24,512.09㎡	85.07㎡
スポーツ・レクリエーション施設用地	30,702.95㎡	24,999.47㎡	5,703.48㎡
緑地	9,706.88㎡	3,461.67㎡	6,245.21㎡
道路用地	10,712.15㎡	8,061.53㎡	2,650.62㎡
合計	106,545.06㎡	84,417.80㎡	22,127.26㎡



(現) 国道378号

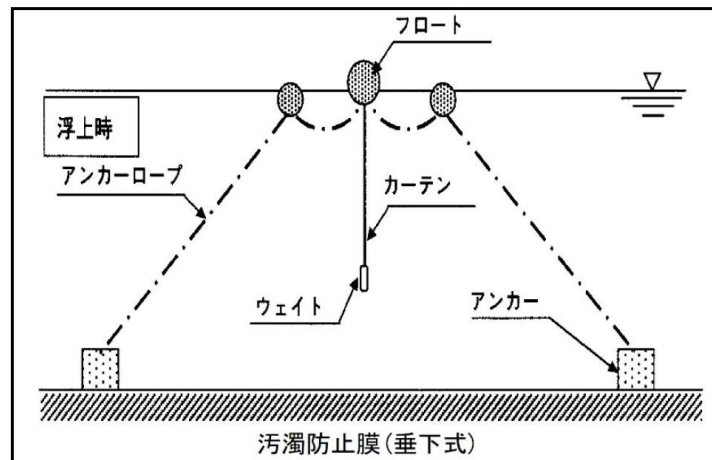
1. 図書2の記載項目

No.	項目	記載事項
1	埋立地の地盤の高さ	埋立地の最低地盤高 (D.L.+4.26m)、最高地盤高 (D.L.+5.20m) とし、長浜港における設計津波水位※ (T.P.+2.70m) より高く設定している旨を記載しています。
2	護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造	埋立地の外周工作物については、愛媛県が別途施行するため、該当がない旨記載しています。
3	埋立てに関する工事の施行方法	「願書」の概要に記載のとおり、埋立工法、埋立てに関する工事の施行順序について記載しています。
4	公共施設の配置及び規模の概要	排水路の規模及び延長について記載しています。

2. 主な記載内容

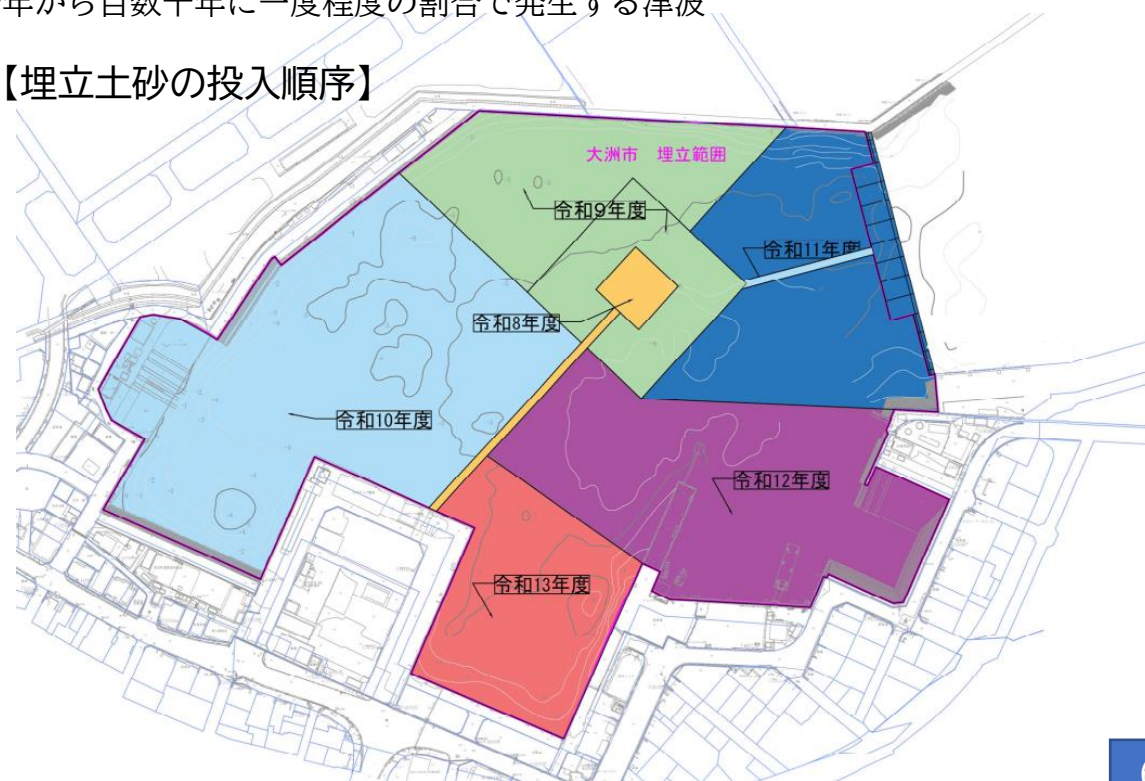
No.3埋立てに関する工事の施行方法

土砂を投入したときに出る「濁り」が埋立地外に広がらないよう下図のような汚濁防止膜を張ります。



※設計津波水位 = 発生頻度の高い津波 (レベル1津波) の水位
数十年から百数十年に一度程度の割合で発生する津波

【埋立土砂の投入順序】



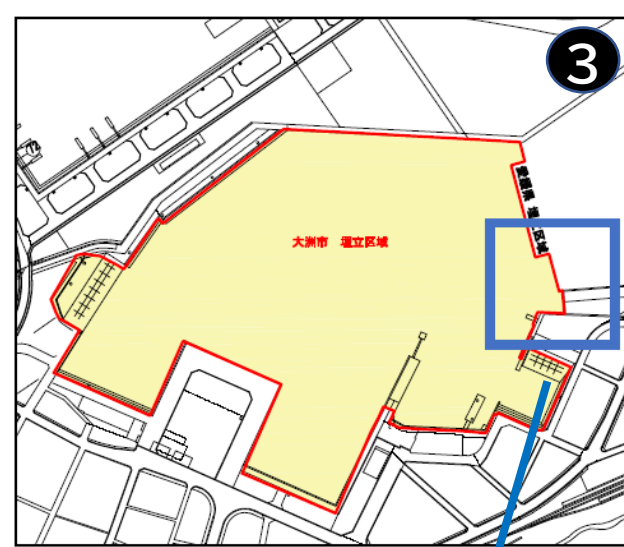
【汚濁防止膜の設置位置】

1



図 3-2 (1) 汚濁防止膜工 設置位置 (岸壁・護岸工事開始前)

3



2

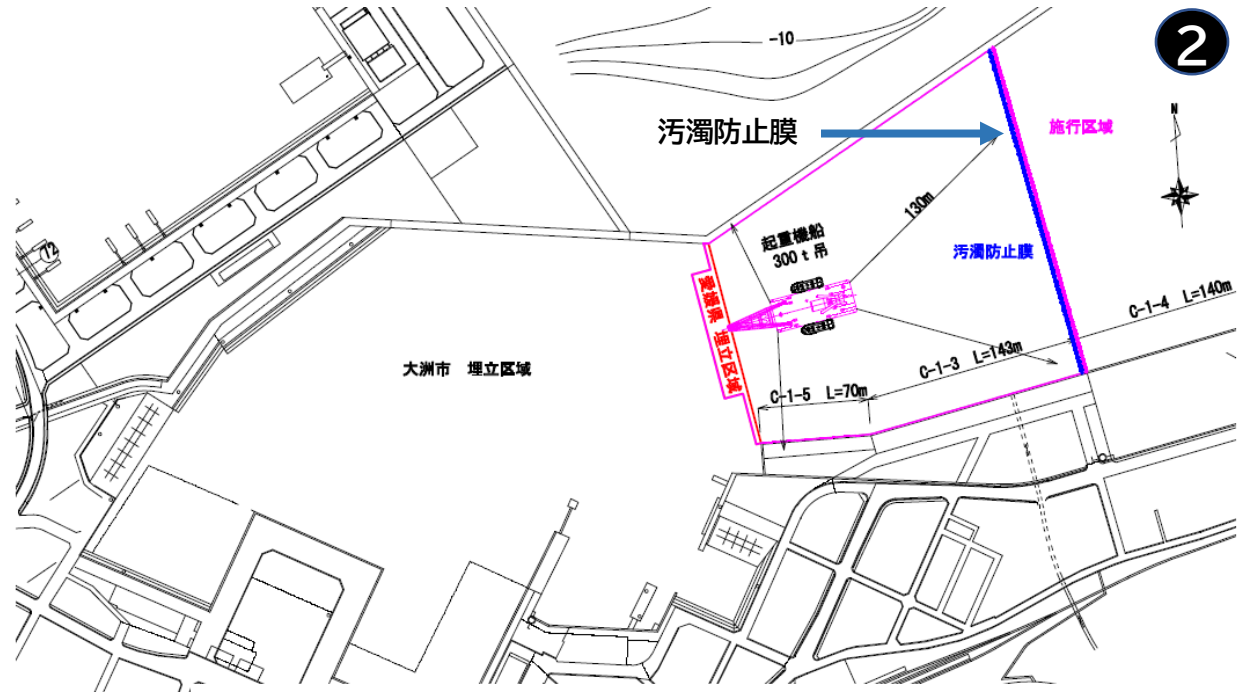
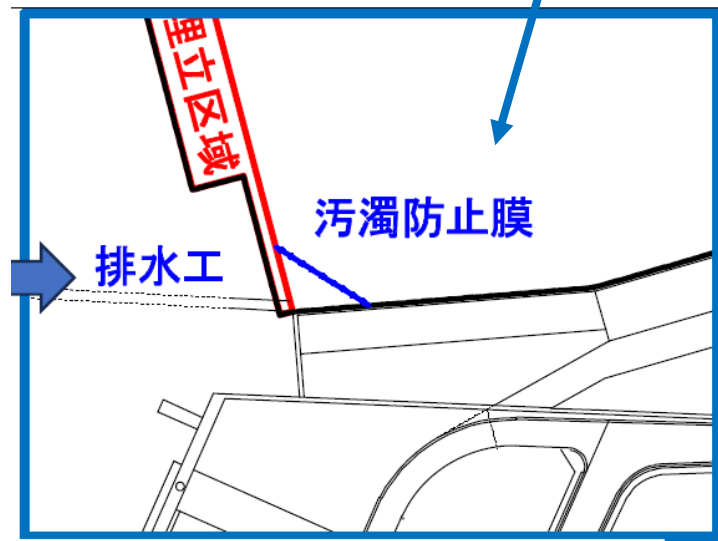


図 3-2 (2) 汚濁防止膜工 設置位置 (岸壁・護岸工事開始後)



- ① 土砂投入前から愛媛県が護岸工事を開始するまでの期間
- ② 愛媛県が護岸工事を開始する前から護岸工事完成までの期間
- ③ 愛媛県の護岸工事完成後から埋立工事完了までの期間

1. 図書3の記載項目

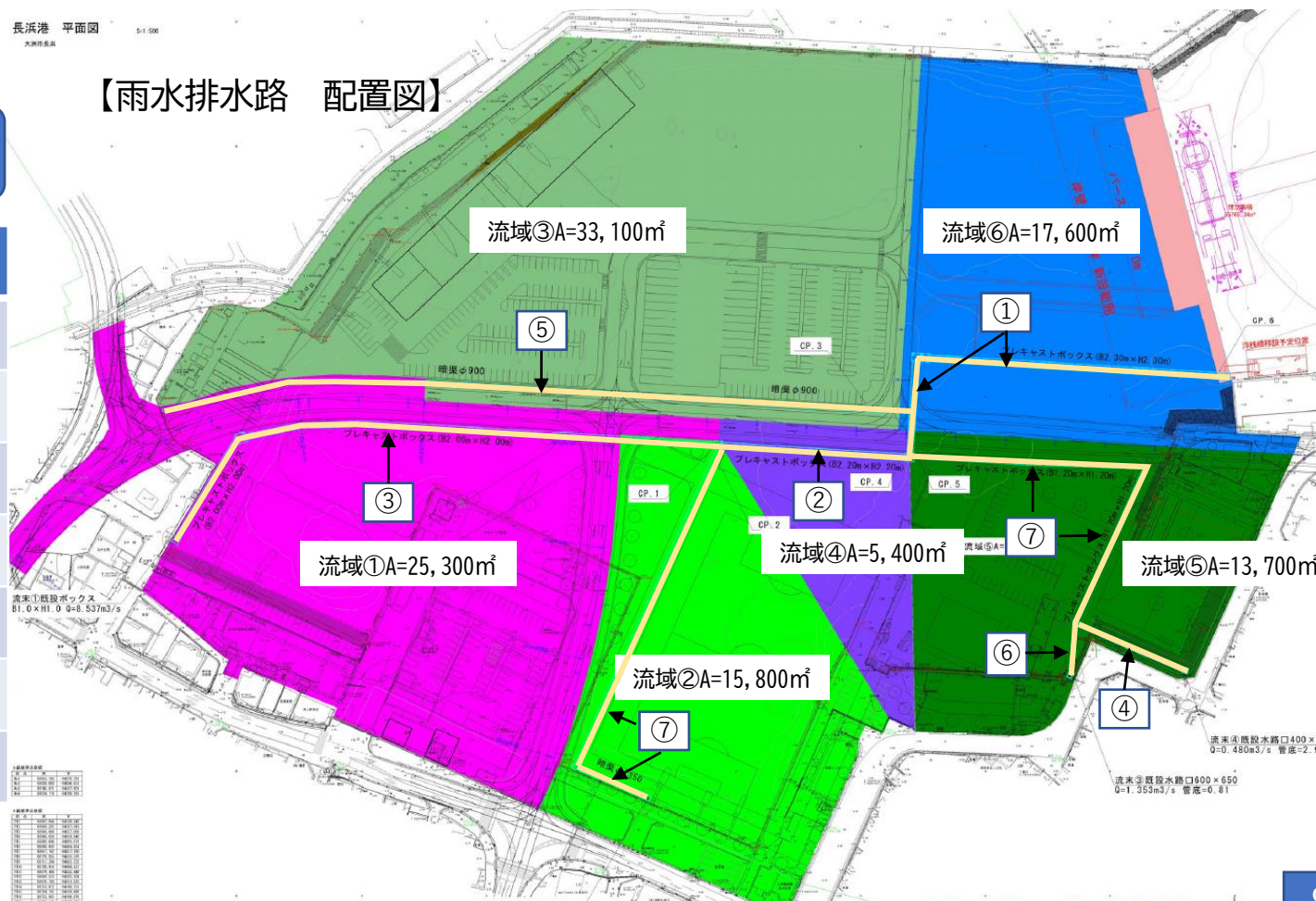
No.	項目	記載事項
1	公共施設の配置及び規模の概要	雨水排水路の配置図及び構造図について記載しています。
2	公共施設の配置の基本的な考え方及び規模の決定理由	埋立てに伴い、現況の排水路が機能を失うことから、現況の排水路を新設護岸前面まで延伸し排水を処理する旨を記載しています。

2. 主な記載内容

No. 2 公共施設の配置の基本的な考え方及び規模の決定理由

No.	内寸	延長
①	2300mm×2300mm※	約151m
②	2200mm×2200mm※	約112m
③	2000mm×2000mm※	約206m
④	800mmの管渠	約46m
⑤	900mmの管渠	約300m
⑥	1200mmの管渠	約19m
⑦	1350mmの管渠	約324m

※①～③はプレキャストボックスカルバート



1. 図書6の記載項目

No.	項目	記載事項
1	事業概要	事業の目的、事業の内容について記載しています。
2	事業の実施を予定している区域及びその周辺の概況	埋立地周辺の自然的状況（気象、大気質、騒音・振動、悪臭、潮流、水質、動物、植物等）、社会的状況（人口、産業、農業、漁業、工業、商業、）、環境保全の施策に関する概況（上下水道、し尿処理、廃棄物処理等）の現況について記載しています。
3	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	工事や完成後の施設が、空気・水・生き物などにどのような影響を与えるかを調査し、判断するための「ルール」を定めています。今の状態を詳しく調べた上で将来の変化を予想し、環境がしっかり守れるかを客観的な基準でチェックするための手順をまとめています。
4	調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	大気質、騒音、振動、水質等について調査を行った結果、国の基準が守られているか、貴重な生き物や生態系への影響等について記載しています。
5	環境保全のための措置	環境への影響を最小限にするための汚濁防止膜による海の濁り対策や、低騒音・低振動の機械の採用といった対策を講じる旨を記載しています。
6	総合評価	これまでの調査や予測結果を踏まえ、本事業における工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用が周辺環境に及ぼす影響は小さいと考えられ、今後、本事業を実施するに当たっては、周辺環境に十分配慮し、環境保全に努めるよう措置する旨を記載しています。

2. 主な記載内容

調査項目

埋立工事中や施設完成後に周辺環境に悪影響を与えないよう、次の項目について詳しく調査を行いました。

1. きれいな空気と静かなくらし	大気質、騒音、振動
2. 美しい海を守る	水質(濁り)、底質(海の底の土)
3. 生き物との共生	動物、植物、生態系(魚や海藻など)
4. 景観とふれあい活動	景色への影響や、海辺での活動の場
5. 資源の活用	工事が出るゴミの適切な処理

調査結果(抜粋)

○土砂運搬車両等の運行に伴う道路交通騒音 (dB)

時間帯	現地調査結果	予測結果	環境基準値
昼間	67	67.4	70

○土砂運搬車両等の運行に伴う道路交通振動 (dB)

地点	現地調査結果	予測結果	要請限度
道路端	36	42.8	70

工事中の騒音・振動・空気への配慮

【予測の結果】

- ・騒音・振動：建設機械が動く際の音や揺れを計算した結果、国の定めた基準値を十分に下回ることが確認されました。
- ・空気の汚れ：工事車両や機械から出る排気ガスの影響も、環境基準をクリアする予測です。

【対策】

- ・低騒音・低振動型の機械を使用し、適切な作業計画で進めます。
- ・土埃が飛散しないよう埋立土砂は湿潤状態で運搬を行います。また、運搬車両の清掃等を励行し定期的な路面清掃による粉じんの飛散防止を行います。
- ・建設機械の集中稼働を避け、工事工程を平準化します。

海の「濁り」を防ぐ工夫

工事に海が濁らないよう適切な対策を講じます。

- ・汚濁防止膜の設置：工事区域の周りに汚濁防止膜を張り、濁った水が外へ広がるのを防ぎます。
- ・各種法令で定められた基準値を満たす有害物質を含まない公共残土を利用します。

これらの対策により、周辺海域の水質への影響は極めて小さく、環境基準を満たせると予測しています。

海の生き物と生態系への配慮

環境省のレッドリストのカテゴリー「絶滅危惧Ⅱ類」に指定されている「フロガイダマシ」や「準絶滅危惧」に指定されている「ウズザクラ」、「キヌタレガイ」、「ヒガシナメクジウオ」などの生息が確認されましたが、「ウズザクラ」以外はいずれも埋立区域外で確認されたものです。

※「ウズザクラ」は埋立区域内外で確認

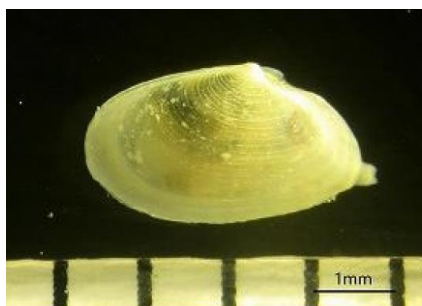
「ウズザクラ」については、埋立区域内でも確認されており、埋立工事により、生息地の一部に直接手を加えることとなります。しかし、埋立区域外でも確認されており、生息可能な泥質～砂泥質の海底は埋立区域外に広く存在し、水の濁りの影響も小さいと予測していることから、工事の実施による「ウズザクラ」などの生息環境への影響は小さいと予測しています。

※環境省レッドリストカテゴリー

カテゴリー	備考
絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ 存続している種
絶滅危惧I類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧IA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧IB類(EN)	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧II類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある 地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの



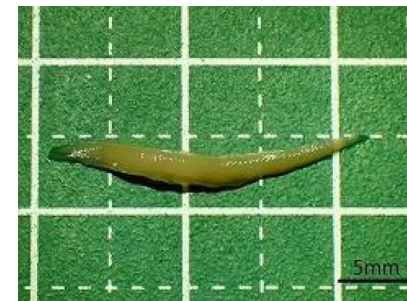
キヌタレガイ



ウズザクラ



フロガイダマシ



ヒガシナメクジウオ

景観への配慮

【街になじむデザイン】

・新しくできる建物や護岸は、長浜の街並みや周囲の自然環境と調和するよう配慮します。

完成後の運用とゴミの処理

【生活排水の対策】

・新しくできる施設には「合併浄化槽」を設置し、水をきれいにしてから排水します。これにより周辺海域を汚しません。

【ゴミ（廃棄物）の処理】

・工事で発生する土砂や廃材はリサイクルを優先し、県内の指定された処分場で適切に処理します。

・新たに整備する施設では廃棄物の適切な運営管理を行うことに加え、産業廃棄物については、各施設管理者に対して再利用、再資源化に努めること、処理・処分に当たっては、関係法令に従った適切な処理・処分を定めることとします。

総合評価（まとめ）

次の理由により「環境への影響は最小限に抑えられる」と判断しています。

1. 徹底した予測：最新の手法で大気、水、生き物への影響を事前にシミュレーションしました。
2. 適切な対策：汚濁防止膜の設置や最新機械の導入など、実行可能な限りの環境保全策を講じます。
3. 目標達成：全ての項目において、国や県が定める環境目標や基準を達成できる見通しです。

長浜の豊かな自然環境を次世代に引き継ぎながら、より便利で活気あるまちづくりを進めてまいります。

図書7の記載項目

No.	項目	記載事項
1	埋立土砂等の種類	埋立てに使用する土砂としてNEXCO西日本による松山自動車道四車線化工事に伴い発生する残土及び国土交通省による肱川河道掘削工事に伴い発生する土砂及び埋立工事で発生する床掘土を使用することについて記載しています。
2	埋立土砂採取量	埋立てに必要な土量、約810,000m ³ の内訳として、海底の床掘土、約2,700m ³ 、工事残土、約807,300m ³ を使用する旨を記載しています。
3	埋立土砂の採取場所	松山自動車道四車線化工事の各工事区間及び河道掘削する肱川を土砂の採取場所とする旨記載しています。
4	採取場所及び搬入経路	各土砂の採取場所から埋立計画地までの搬入経路等について記載しています。
5	土質分析に用いる試料の採取場所	埋立てに使用する土砂について、土砂の採取場所のほか、有害な物質が混ざっていないかなど、各採取場所での試料分析調査の結果を記載しています。



図 4-1 工事残土①の搬入経路



図 4-2 工事残土②の搬入経路

図書8の記載項目

No.	項目	記載事項
1	法第4条第3項の権利を有する者に関する調書	慣習によって海から水を引き又は海に排水している者として排水路を設置している大洲市が権利者である旨記載しています。

※法＝公有水面埋立法（大正10年法律第57号）

※法第4条第3項：都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルトキハ第1項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス

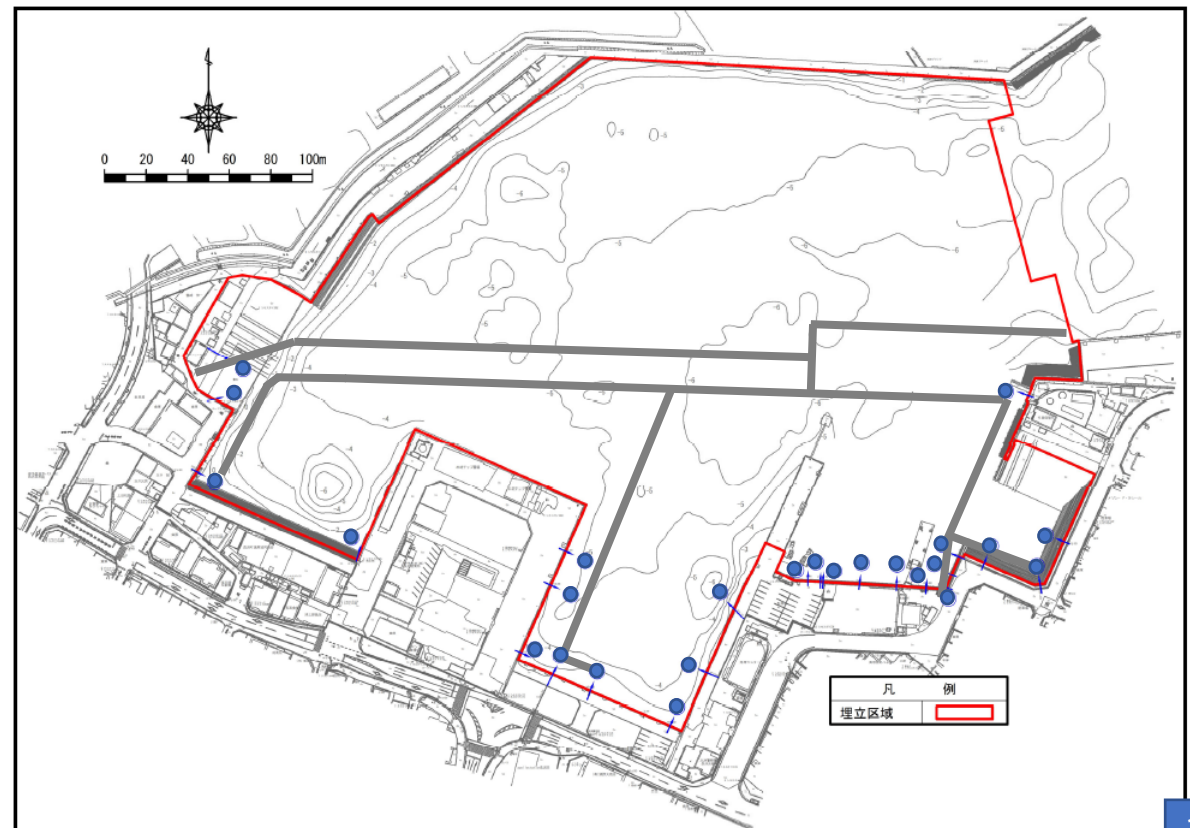
⇒（要約）埋立て予定地に漁業権などの権利を持つ人がいる場合、知事は原則として勝手に免許を出せません。ただし、『権利者が同意している』か、又は『その事業に高い公共性がある』といった特別な場合に限り、免許を出すことができるという決まりです

既設排水路の位置図

右の図の青い点の箇所には既設の排水路吐け口があります。

これらの排水路の吐け口は、新しく敷設する排水路に接続します。

※現在、使われていない排水路については接続しません。



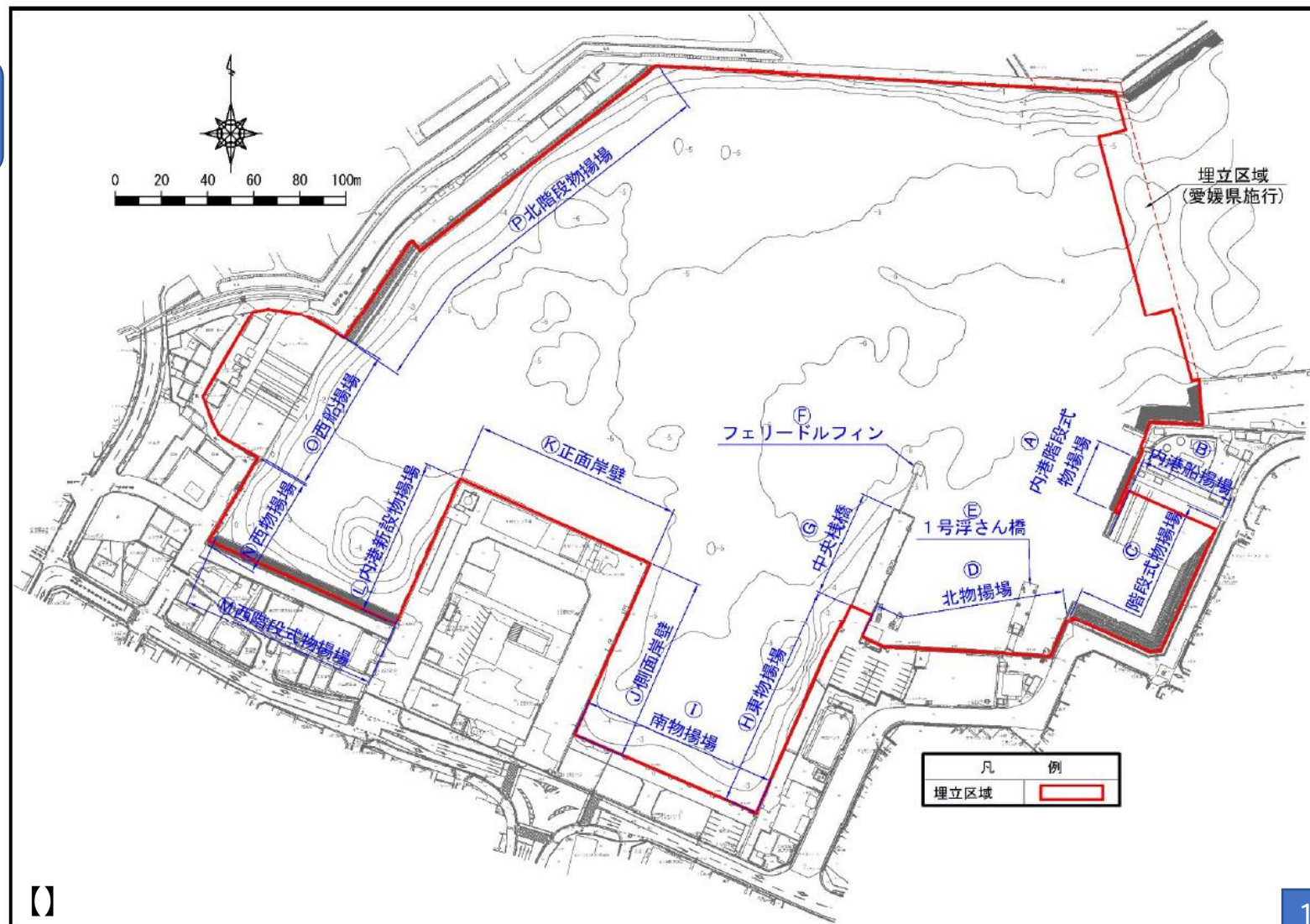
位置図中 — の線は整備予定の排水路です。
 ※正確な位置ではなく目安となる位置

図書9の記載項目

No.	項目	記載事項
1	公有水面の利用に関して設置し他施設に関する調書	埋立てによって機能を失う岸壁や物揚場、船揚場、棧橋等の設置者や機能を失うことによる施設に対する措置について記載しています。

公有水面の利用に関して設置した施設の位置図

右の図の物揚場等の施設は埋立工事に伴い全て撤去します。



添付図面

No.	図面
1	一般平面図
2	実測平面図
3	求積平面図
4	海図
5	埋立地横断面図
6	埋立地縦断面図
7	工作物構造図（該当なし）
8	埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面
9	既設工作物構造図（縦覧対象外）
10	公図（縦覧対象外）
11	長浜港用途別求積図
12	四等三角点に関する点の記及び公図の写し（縦覧対象外）